

堺市消費生活審議会あっせん事案について

平成 30 年 2 月 16 日付け堺消生セ第 1088 号付託事案

「FX（外国為替証拠金取引）ノウハウコンサルティング契約に関するあっせん事案」

消費生活審議会への付託案件概要

相 談 者 21 歳・男性 アルバイト
相談受付日 平成 29 年 10 月 10 日
商 品 名 FX（外国為替証拠金取引）ノウハウコンサルティング契約
契 約 額 498,000 円
契 約 日 平成 29 年 9 月 29 日

相談概要

FX の投資ビジネスについて、中学時代の友人から『FX の投資ビジネスがある。自分（友人）は既に参加している。話を聞きに行こう。』と誘われ、大阪市内のホテルの喫茶店へ。

当該ビジネスを取り扱う会社の者が 1 名同席し、その者からタブレットを見せられ、FX の仕組みについて聞かされる。曰く『FX の仕組みは自分もよくわからないが、参加すると LINE のグループに招待され、担当のトレーダーからのサポートもある』と説明を受けた。

コースは 2 種類あるが、このシステムを紹介すると 15%の紹介料が入る販売代理店契約を勧められ、金額は 498,000 円であった。

『手持ちのお金が無いなら、サラ金でも借りられる』『勤めている会社の名義を貸すこともできる』と言われ、また、『この契約はクーリング・オフができない』と説明を受けた。

契約書に署名と印鑑を所持していなかったため拇印を押し、内金として 1,000 円を支払い、残金はサラ金 2 社で借り入れし、指定口座に振込んだ。

その後、教材のダウンロードを行ったものの、約 10 分～15 分の動画で、見ても FX 口座の作り方などはよくわからず、結局口座の開設には至っていない。LINE でのサポート内容は、毎月の報告や損切りの方法などであった。

家族から反対されたので解約したいとの相談者の意向。

相談処理状況

・ 平成 29 年 10 月 10 日

堺市立消費生活センター（以下「センター」という。）において、相談者に契約に至った経緯書を書いていただき、事業者へ発送。

・ 10 月 13 日

① センターから事業者へ架電し、返答を伺ったところ、事業者は以下のように主張。

『退会は受け付けた。しかし、契約金は返金できない。理由は、契約書にクーリング・オフはできないと確認のうえ契約しているうえに、既に相談者は情報も受け取っている。アドバイスどおりにやって稼げなかった場合は返金するが、未だ返金の申し出は無い。契約書面は弁護士に見てもらっているので不備は無いと認識している。』

② これを受けてセンターとしては次のとおり問題点を主張。

『喫茶店での契約であり、投資の話は聞いていたが、契約内容まで聞かされたわけでは無い。特定商取引法の訪問販売に該当するもので、さらに紹介料を得られる仕組みであれば連鎖販売取引でもある。契約にあたっては、概要書面も無く、書面不交付、書面不備のためクーリング・オフは可能と考えている。』

・ 10 月 20 日

センターから事業者へ架電するも、社長は『返金できない』と主張。

・ 10 月 24 日

センターから事業者へ架電し、顧問弁護士へ確認した事項について見解を伝達。

『クーリング・オフ適用案件と考えられるため、返金してほしい。堺市には、センターであつせん不調となった場合、附属機関である堺市消費生活審議会（苦情処理委員会）があり、そちらで交渉することになる。また、相談者は訴訟も辞さない意向であるが、それでも返金できないのか。』

これに対し、事業者（社長）は『クーリング・オフは認めないし、返金もできない。』と主張。

⇒ 双方の主張は平行線を辿り進展が見えない状況となったことを受け、相談としては、あつせん不調として処理。その後、相談者から正式に苦情処理委員会に諮ってほしいとの意向が示されたことを受け、苦情処理委員会へあつせん付託。

苦情処理委員会への付託及びその後の経過

・ 平成 30 年 2 月 6 日

事業者から『苦情処理委員会でどこまで解決が見込まれるのか？また、解決できなかった場合はどうするのか？』との問合せ有り。

これに対し、センターからは『どこまで解決できるかは委員会を開催してみなければ判らない。申出者（相談者）は解決できなかった場合、最終的に訴訟を行う意向である。』『委員会に出席のうえ取引の正当性、適法性について主張してもらえば良い。委員会の位置付けは相談者・事業者双方の主張を聞き取り、あっせん・解決を図る場と考えていただきたい。』と回答。

事業者からは『アポイントメントセールスに該当する根拠を示せ。納得いかなければ委員会には出席しない。』との主張。

・ 2 月 16 日

① 同日付で堺市消費生活条例第 41 条第 1 項の規定に基づき、あっせん付託。

② 事業者に対して架電し、苦情処理委員会開催のための日程調整を行うため、候補日程を提示のうえ出席打診。

→ （事業者）確定ではないが、出席調整可能との返答。

・ 2 月 19 日

事業者へ書面で出席要請書を送付。

その後、日を改めながら約 20 回にわたって連絡を試みるも、留守番電話応答や不通の状況が継続。

・ 5 月 18 日

電話による連絡が困難なため、センターから文書により連絡要請。

以降、6 月中に 2 回架電を試みるも、留守番電話応答で繋がらず。

・ 平成 31 年 3 月 5 日

事業所及び代表取締役居住宅の現場確認を実施。併せて、両所在地宛てに特定記録郵便にて連絡要請の通知文書を送付。

・ 3 月 12 日

事業者から電話連絡が有り、センターから現時点での相談者の意向（返金希望）を伝えるとともに、委員会への出席を求める旨を改めて伝達。

これに対して、事業者からは『苦情処理委員会の場合へ出向くための日程調整が困難なため、出来れば返金に係る対応策を内部（事業者側）で検討のうえ、事案解決を図りたいと考えている。』と回答。

・ 3 月 13 日

事業者から電話連絡が有り、『契約金額の半額（249,000 円）を解決金として考えている。』との申し出。センターから相談者に意向確認を行ったところ、了承する旨の返答有り。

・ 3 月 15 日

センターから事業者に対し、相談者が半額返金に同意した旨を連絡。

返金手続きに必要な口座情報について相談者に確認のうえ、事業者へ伝達。

・ 3月25日

事業者から和解合意書（事業者分・相談者控え分）が郵送される。

・ 3月26日

相談者に合意書の内容について確認してもらい、署名・捺印を取付け。

和解合意書内記載文言中における明らかな誤字について、双方で修正するよう相談者及び事業者へ確認。

・ 3月28日

事業者に対し、センターから相談者の署名・捺印済の和解合意書を郵送。

・ 3月31日

事業者から相談者に対し、解決金（契約金額の半額 249,000 円）の銀行振込があったことを確認し、事案への対応を終了。